

令和2年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和2年2月26日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第3号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第4回）について
- 日程第7 議案第4号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の変更（第2回）について
- 日程第8 議案第5号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 瑞穂市中小企業損失補償条例を廃止する条例について
- 日程第10 議案第7号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 瑞穂市職員定数条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議案第16号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第17号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第18号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第19号 平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第20号 平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第21号 平成31年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第22号 令和2年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第27 議案第24号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第28 議案第25号 令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第29 議案第26号 令和2年度瑞穂市水道事業会計予算
 日程第30 議案第27号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算
 日程第31 議案第28号 市道路線の認定について（その1）
 日程第32 議案第29号 市道路線の認定について（その2）
 日程第33 議案第30号 市道路線の認定について（その3）
 日程第34 議案第31号 市道路線の認定について（その4）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	若 園 五 朗
15番	くまがいさちこ	16番	松 野 藤 四 郎
17番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	巢之内 亮
企 画 部 長	山 本 康 義	総 務 部 長	久 野 秋 広
市 民 部 長	児 玉 等	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘

健康福祉部長 平塚直樹
環境水道部長 広瀬進一
教育次長 児玉太

都市整備部長 鹿野政和
会計管理者 清水千尋
監査委員局長 高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 広瀬照泰
書記 近藤圭代

書記 宇野伸二

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆様、改めましておはようございます。

ただいまから令和2年第1回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、議席番号15番 くまがいさちこ君と16番 松野藤四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの21日間に決定をしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず、4件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして、4件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和元年12月分が実施されました。現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、10月3日に財務情報課、10月31日に学校教育課、11月8日にほづみ幼稚園、12月24日に穂積小学校を対象に実施され、いずれも財務の事務はお

おむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社に対する監査が11月22日に行われ、平成30年度の財政援助（補助金）に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、また監査の実施において必要と認められた場合は、平成31年度及び平成29年度以前の財政援助についても対象として実施されました。

一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社に対する監査の結果と意見については、お手元の配付のとおりです。

4件目は、岐阜県市議会議長会の報告です。

2月4日に第283回岐阜県市議会議長会議が可児市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。会議では、令和元年7月5日から令和2年2月3日までの会務報告の後、令和2年度予算を定める議案など6議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、7月に山県市で開催される予定です。

以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告しました4件の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

2月2日の第12回意見交換会について、北倉利治君から報告を願います。

4番 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、第12回意見交換会の報告をさせていただきます。

報告は、研修・意見交換会部長の北倉利治でございます。

令和2年2月2日と2が3つ並ぶよい日に、午前10時より巣南公民館、午後2時より市民センターで、市民36名、議員17名の参加を頂き、防災・防犯、超高齢社会と地域医療、この2つのテーマについて、自由な意見交換会を行いました。

様々な地域、年代、立場の方がそれぞれの思いやアイデアを活発に出していただき、充実したワークショップになりました。多くの市民の皆さんにお越しいただき感謝を申し上げます。

今回、意見交換会は市民と意見交換会の場を多様に設け、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ることを目標としました。市民の皆様から頂いた貴重な意見・御要望は、今後の議会活動に生かしていきたいと思っております。

後日、反省会を開きまして、出たのは、「今回より外部のファシリテーターに頼むことなく、全て議員だけで進行・運営ができたことが大変よかった」という意見。また、反省点では、「テーマが大き過ぎて要点が絞り切れなかった。今後はしっかりテーマを決めてやっていくのが大切だ」「参加者が少ない地域もあり、その辺が残念でした。これは広報の問題もあると思いますが、議員一人一人が市民の参加を募ることが大切だ」という意見が出ました。

これで、12回意見交換会の報告とします。

○議長（藤橋礼治君） これで、議員派遣の結果報告を終わります。

次に、令和2年第1回もとす広域連合議会定例会について、広瀬武雄君から報告を願います。

12番 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それでは、改めましておはようございます。

議席番号12番の広瀬武雄でございます。

議長より御指名を頂きましたので、令和2年第1回もとす広域連合議会定例会につきまして、代表して御報告申し上げます。

今定例会は、1月27日から2月6日までの11日間の会期で開催されました。

今定例会に広域連合長から提出された議案は、条例の一部改正が2件、令和元年度補正予算が3件、令和2年度当初予算が3件で、合計8件でありました。

条例の一部改正の地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行うものでありました。

また、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については、低所得者に対する保険料軽減強化に伴い、軽減後の保険料額を設定する所要の改定を行うものでありました。

令和元年度補正予算については、一般会計で206万4,000円を減額し、老人福祉施設特別会計では818万8,000円を減額するものでありました。

なお、介護保険特別会計は、歳入歳出総額は変わらない同額補正でございました。

令和2年度当初予算については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の合計が95億8,300万円となり、令和元年度の当初予算に比べて、金額で6億5,700万円、率にして7.4%の増となりました。

なお、令和2年度の当市の負担金は、3つの会計の合計で6億7,949万5,000円となり、令和元年度に比べて、金額で7,055万6,000円、率にして約11.6%の増となりました。

提出された議案8件は所管の常任委員会に審査を付託し、2月6日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、令和2年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、今定例会の議案書及び詳細の資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方は

御覧ください。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、1件の行政報告をさせていただきます。

令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告いたします。

令和2年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る2月18日火曜日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は6件であり、概要は次のとおりであります。

最初に、議案第1号令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,370万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの事務費負担金が2億2,511万6,000円、財政調整基金預金利子による財産収入が2,000円、前年度の繰越金が3,600万円、職員宿舍入居料、職員駐車場使用料等の諸収入が258万6,000円であります。

歳出につきましては、議員報酬等の議会費で168万3,000円、職員の人件費等の総務費で2億6,102万1,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第2号 令和2年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,557億5,719万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が466億7,797万6,000円、療養給付費等の公費負担分として国庫支出金、県支出金で1,026億5,744万9,000円、現役世代からの支援金である支払基金交付金が1,020億3,903万6,000円、高額医療費の共同事業としての特別高額医療費共同事業交付金が8,600万1,000円、繰越金が37億9,027万8,000円、第三者納付金等の諸収入が5億645万4,000円であります。

歳出につきましては、電算処理等の総務費で6億470万8,000円、療養給付費等の保険給付費で2,516億2,903万3,000円で、前年度予算より0.6%の減少となっております。

また、特別高額医療費共同事業拠出金で8,614万9,000円、市町村に委託する保健事業費で12

億11万7,000円、保険料の還付金及び還付加算金等の諸支出金で2,690万円、予備費で2億1,028万7,000円であります。

次に、議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する事項を定めるなどのため、条例を制定するものであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合証人等の費用弁償に関する条例の制定についてであります。

広域連合の機関の求めに応じ出頭または参加した証人等の位置づけを明確にし、費用弁償を支給する額及び支給方法を規定するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年度及び令和3年度の保険料率である所得割率を「0.0775」から「0.0855」に、均等割額を「4万1,214円」から「4万4,411円」に改め、保険料賦課限度額を「62万円」から「64万円」に改めるため、また保険料の均等割軽減判定基準額の規定が変更されるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更についてであります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のため、市町村と具体的な連携内容の規定を追加するため、保健事業に関する事務の内容などを一部変更するものであります。

以上の6議案は、質疑・討論なく、採決の結果、全て可決されました。

このほか、3件の専決処分の報告もあり、全て承認されました。

詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、御覧いただければと思います。

以上、1件について行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第2号から日程第34 議案第31号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第34、議案第31号市道路線の認定について（その4）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和2年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜りましたこと、お礼を申し上げます。

今年、何といたしましても東京オリンピック・パラリンピックが56年ぶりに開催されます。今後、全国各地で聖火リレーも始まり、様々な形でオリンピックへの機運が盛り上がってくると思います。この世界的なスポーツの祭典や、岐阜県では60歳以上の参加者を中心としたスポーツなどの交流イベント「ねんりんピック岐阜大会」が開催されることもあり、活気あふれる1年になることを願うばかりです。

それでは、開催に当たり、私の所信及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

内閣府が昨年12月に発表した7月から9月の国内GDPは年当たり1.8%増という、消費税増税の駆け込み需要や経理システムの更新などの設備投資の増加により、プラス成長の結果でした。また、同日に発表された10月の経常収支も黒字でした。しかしながら、10月の黒字は輸出の減少以上に輸入が減少するという、マイナス要因の黒字でした。

1月22日に発表された国の月例経済報告によると、現状、景気は緩やかに回復しているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。

また、この地方における東海財務局の管内経済情勢報告においても、岐阜県は回復の動きに一服感が見られるものの、個人消費は緩やかに回復し、生産活動はおおむね横ばい、また雇用情勢は改善していると、経済情勢について総括判断をしています。

これらの報告から、経済情勢はおおよそ横ばいから緩やかな回復傾向と感じますが、皆さんも御承知のとおり、新型コロナウイルスは世界を不安にさせ、今後の経済情勢にも影響すると思われま

す。この新型コロナウイルスの発生地中国本土では、死者が既に2,600人を超え、また感染者は7万7,000人を超えました。国内においても日に日に感染者数の増加が報道され、感染リスクを減らすために各地で予定されていたイベントの中止や延期も相次いでおり、これから瑞穂市で行う行事なども開催の必要性などを含め、慎重に検討する必要があると考えています。

瑞穂市におきましては、新型コロナウイルスの対策として、1月29日に第1回新型肺炎対策推進会議を開催し、その後、2月4日、2月17日と定期的に会議を行いました。会議の中では、現在の発生状況や国・県の対応状況、各部署が把握している情報の共有を図っています。

また、市民の方に新型コロナウイルスについて正しく認識し、予防対策を行っていただけるようホームページへの情報の掲載や、会議やイベント時の手指消毒による予防対策への協力依頼を行うこととし、公共施設においても手指消毒薬を設置し、予防対策を行っているところで

す。市といたしましても、小まめな手洗いと予防行動の啓発を行いつつ、早く鎮静化することを願っております。

さて、昨年12月に閣議決定された国の令和2年度の予算案を見てみると、予算規模は過去最

高の102兆6,580億ですが、昨年度から引き続き、国・地方の債務残高はGDPの2倍程度、国債費も一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、厳しい財政状況は続いています。過去最大の国家予算となったのは、言うまでもなく社会保障費の増大が大きく、高齢化による自然増に加えて、令和元年度からの幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化、待機児童の解消などの全世代型社会保障の構築などのための施策が盛り込まれたためです。

これを踏まえた国の令和2年度の地方財政対策では、全体規模として1.3%の増で計画されており、地方交付税については2.5%の増、臨時財政対策債は3.6%の減が見込まれております。

しかしながら、国の地方財政措置のメニューは、財源補填の観点から過疎地域が対象となるものへの拡充など、当市が該当しないものも多く、増額される森林環境譲与税の活用や交付税算入のある緊急自然災害防止対策事業債の活用など、当市に合った地方財政措置のメニューを積極的に活用していく必要があると思います。

また、今年の仕事始め式では、令和2年の瑞穂市の方針を明確にするため、職員に3つの目標を示しました。

1つ目は、SDGs（持続可能な開発目標）を中心とするまちづくりです。

先進市では、SDGsを条例として制定しているところもありますが、まずは令和2年度に策定する第2次総合計画後期基本計画などにおいて、17のアイコン、169のターゲットを考え、目標に位置づけることから始めていきたいと考えています。

2つ目は、大型事業の元年についてです。

瑞穂市は、都市としての基盤づくりという大きな課題がありますが、令和2年度には3つの大型事業を具体化していく必要があると考えます。まずは、公共下水道事業を確実に進めていくこと、また、穂積駅周辺整備事業や新庁舎の建設については、市民の皆様の御意見を聞きながら方針を示していきたいと思います。

3つ目は、健幸都市みずほの実現です。

私が掲げる健幸都市みずほは、7分野41政策がありますが、全ての政策が実現に向け、職員と協議しながら着実に進めてまいります。

以上、3つの方針を示した上で、職員一丸となってまちづくりを行っていききたいと思います。

さて、当市の今後の財政状況ですが、市の基幹収入である地方交付税は、御承知のとおり、平成31年から合併算定替えによる加算はなくなり、財政上の優遇措置を受けていた合併特例債の発行もなくなりました。当市においても、財政運営は厳しいものとなっております。

ただ、市としては、新たな歳入の確保としてのふるさと納税の推進・拡大を図りながら、将来的な大規模事業である公共下水道整備事業、JR穂積駅圏域拠点化構想の推進、新庁舎建設事業を見据えつつ、第2次総合計画前期計画の最終年として、「誰もが未来を描けるまち」となるよう、魅力あるまちづくりを進め、私のマニフェストである健幸都市みずほの施策として、

市民の健康保持・増進を目的とする各種健康診査の拡充や老人福祉・児童福祉の充実について、可能な限り新年度予算に盛り込ませていただきました。

それでは、令和2年度予算案を上程するに当たり、新年度に向けた施策、事業概要について御説明を申し上げます。

令和2年度は、先ほども申し上げましたが、瑞穂市第2次総合計画の基本計画にある5つの基本目標と、それらを包括した共通目標を着実に実行し、私の市長としての最初の予算として新しい施策を盛り込んだ内容としました。

予算の総額は、全会計で250億6,811万9,000円、対前年度比2.6%の伸びとなり、一般会計においては184億9,000万円と、前年度より8億4,000万円の増、対前年度比4.8%、過去最大の予算規模となりました。

それでは、まず基本目標1「安全で安心して暮らせるまち」のため、治水・防災の分野での主要事業についてとして、平成29年度から継続事業となっている牛牧排水機場の整備に1億3,030万円を予算計上させていただきました。国の犀川遊水地事業に伴い、排水機場を改築する事業は令和2年度末に完成が見込まれています。また、令和元年度から着工した十九条・牛牧地内の遊水池整備事業や、古橋地内の調整池整備事業など、局地的な豪雨や長期的な降水による浸水対策への事業費も予算計上させていただきました。

その他、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を活用した防災行政無線のデジタル化の計画的な整備を予算計上させていただいております。

続いて、基本目標2「便利で快適に暮らせる美しいまち」における都市基盤の分野での主要事業について、これも継続している事業ですが、平成28年度から進めてきたJR穂積駅圏域拠点化構想について、まちづくり事業調査費として7,546万円を予算計上させていただきました。新年度より国庫補助金を見込んで駅周辺の現地測量や事業計画原案の策定を行う予定です。

また、将来の基盤整備による土地利用の増進を目的とした横屋地区などのまちづくり検討業務への予算計上をさせていただきました。

交通基盤の分野においては、今年度から継続で（仮称）柳一色歩道橋整備事業に1億4,424万8,000円を計上しました。令和2年度は歩道橋の下部工工事として、橋台2基を整備する予定です。

また、市民の生活道路整備として、私のマニフェストである水路転落防止柵の設置など、道路維持補修工事費として前年度予算比で約2,000万円増額の1億3,227万1,000円計上し、市内の安心・安全な環境整備を進めます。

続いて、基本目標3「心が通う助け合いのまち」では、高齢者福祉の分野では、高齢者のタクシーチケットの拡充、自動車のペダル踏み間違い防止装置装着補助、認知症損害賠償保険など、細やかな行政サービスの充実にも取り組んでいますが、やはり令和2年度は60歳以上のス

ポーツなどの祭典「ねんりんピック岐阜2020」の開催です。市内では、ソフトテニスといきいきオレンジビクス体操が実施されますが、実行委員会への補助金として2,350万円を計上しています。

その他、児童福祉や社会保障の分野で、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援事業の委託料として549万3,000円、生活困窮者自立支援事業では、家計相談支援事業や子どもの学習支援事業に加えて、子ども食堂運営事業を実施するため、2,806万6,000円を計上しました。これらも私のマニフェストの施策として、新年度予算に盛り込んだものです。

続いて、基本目標4「夢あふれ希望に満ちたまち」の子育て支援の分野においては、放課後児童健全育成事業補助金として689万3,000円を予算計上させていただきました。私のマニフェストにもある民間事業主導の放課後児童クラブの開設として、国や県の補助金を活用し、子育て支援の拡充を図っていきます。

学校教育の分野では、学校施設等長寿命化計画策定業務として、市内の小・中学校、幼稚園の長寿命化計画を策定するため、1,327万9,000円を予算計上させていただいております。今後、国庫補助を活用しながら、計画的な施設の改修を行うために、学校教育施設全般での計画づくりを進めます。

また、施設整備として、総合センター改修事業に7,199万3,000円、体育施設補修工事に4,750万9,000円を計上しています。体育施設補修工事では、ねんりんピックも開催されます生津スポーツ広場において、テニスコートの照明やトイレの改修を行い、大会に備えます。

また、（仮称）中山道大月多目的広場整備事業では、3年の継続事業の2年目となり、2億9,886万円を計上いたしました。令和2年度は遊戯施設の整備やドームシェルターなど、建築施設の設置工事を実施する予定です。

続いて、基本目標5「活気あふれる元気なまち」では、観光・交流において、今年度実施しております小簾紅園の全体的な改修工事が完了しますので、観光客対応業務委託として39万4,000円を計上しました。観光シーズンの中、小簾紅園の休憩所に人を配置するなど、中山道や公園の魅力向上に取り組めます。

最後に、共通目標である「持続可能な都市経営のまち」では、財政運営分野において、歳入におけるふるさと応援寄附金を本年度の実績から5億5,000万円と見込んだことから、その寄附金報奨事業として3億1,129万7,000円を予算計上させていただきました。

また、下水道事業対策基金積立事業では1億円の積立て、庁舎建設基金積立事業では2億円の積立てを計上させていただきました。

歳出全体において、継続している事業である牛牧排水機場改修事業の延長、（仮称）柳一色歩道橋整備事業と（仮称）中山道大月多目的広場の予算規模の拡大などが予算規模を大きくしている要因の一つとなっていると思われませんが、人口増加している当市では、福祉医療費など

の扶助費も経年的に増加傾向であり、投資的な事業である基幹整備事業と、義務的な経費とのバランスを図りながらの予算とし、また、予算編成に当たり、財源不足を将来に少しでも負担をかけないようにするために、市債については対象事業債が交付税算入措置であるものに限定し、それ以外は基金の繰入れによる新年度の予算となっています。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程する議案は、人事案件が1件、工事委託契約の変更に関する案件が2件、条例の制定・廃止及び改正に関する案件が10件、補正予算に関する案件が7件、令和2年度当初予算に関する案件が6件、市道路線に認定に係る案件が4件の合計30件であります。

それでは順次、提出議案の概要について説明させていただきます。

最初に、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の加藤繁利氏の任期が令和2年6月30日に満了となることから、引き続き加藤繁利氏を、また馬淵郁子氏の任期が同日に満了となることから、引き続き馬淵郁子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第3号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第4回）についてであります。

平成29年度に締結した犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約において、施工内容の見直しに伴い減額する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の変更（第2回）についてであります。

平成29年度に締結した犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約において、施工工程の見直しに伴い減額する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方自治法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号瑞穂市中小企業損失補償条例を廃止する条例についてであります。

瑞穂市中小企業損失補償制度を廃止するため、市条例を廃止をするものであります。

次に、議案第7号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市条例の改正を行うものです。

議案第8号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として瑞穂市いじめ問題対策委員会を設置するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市職員定数条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

健康管理医の報酬を事業場の職員規模に応じた額とするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

住民の利便性向上のため、土地地番図を交付し、その手数料の負担を求めることに伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市地域福祉基金及び瑞穂市ふるさと農村活性化対策基金の運用方法を変更し、並びに瑞穂市遺跡和宮公園維持管理基金を廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険の被保険者とし不在者の規定を設けるなどのため、市条例の改正を行うものであります。

議案第14号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

道路法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、占用料の改定を行うため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第15号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7億4,477万8,000円を減額し、総額176億6,793万2,000円とするものであります。

また、3件の繰越明許費と5件の地方債の変更補正をするものであります。

今回の補正予算の歳出としては、事業の完了、事業費の確定により7億9,779万8,000円を減額するほか、事業の追加等で5,302万円を増額するものであります。

歳入の主なものは、市税で423万8,000円、配当割交付金で1,000万円増額するのに対し、国庫支出金及び県支出金で1億335万3,000円、寄附金で4,990万円を減額し、歳入歳出予算の調整等で繰入金4億1,164万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第16号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,276万4,000円を追加し、総額48億3,203万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、基金積立金9,258万7,000円、諸支出金1,035万8,000円を増額し、保険給

付費2,176万9,000円、保健事業費1,018万6,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税6,003万8,000円、他会計繰入金2,270万5,000円を増額し、県支出金2,599万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第17号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出の予算総額にそれぞれ280万5,000円減額し、総額5億3,024万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金136万5,000円を増額し、総務費124万円、保健事業費250万円を減額するものであります。

歳入の主なものは、繰入金273万3,000円を減額するものであります。

次に、議案第18号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ280万2,000円を減額し、総額3億1,172万5,000円とするものであります。

歳入については、給食費の現年分を428万7,000円減額し、給食費の過年度分を148万5,000円増額するものであります。

歳出については、給食賄材料代280万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第19号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ187万4,000円を減額し、総額で2,425万1,000円とするものであります。

歳出は、農業集落排水事業費187万4,000円を減額し、歳入の主なものとしては、一般会計からの繰入金170万6,000円を減額するものであります。

次に、議案第20号平成31年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、収益的収入及び支出において、収入を349万1,000円減額し、支出を1,974万2,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出において、収入を980万2,000円減額し、支出を1,595万円減額するものであります。

次に、議案第21号平成31年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、収益的収入及び支出においては、収入・支出をそれぞれ561万5,000円増額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を4,920万6,000円減額し、支出を4,798万3,000円減額するものであります。

次に、議案第22号令和2年度瑞穂市一般会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ184億9,000万円と定めるほか、6件の債務負担行為、9件の地方債を設定するものがあります。

歳出の主なものは、予算額順に、民生費が70億8,061万2,000円と最も大きくなっており、これは、障害者福祉費、老人福祉費、児童手当費、保育所費など社会保障経費によるものであります。

次に、総務費が30億5,642万3,000円となっており、主なものは総務管理費の自主運営バス事業、ふるさと応援寄附金における報奨事業及び基金積立事業、下水道や庁舎建設の基金積立事業となっております。

次いで、教育費では、昨年度から継続費で行っている（仮称）中山道大月多目的広場整備事業など25億8,586万1,000円、土木費が18億9,723万3,000円、衛生費が15億7,151万円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税、地方交付税等の一般財源が105億9,005万5,000円、負担金、使用料等が4億2,293万3,000円、国・県支出金が35億1,393万円、寄附金が5億5,016万2,000円、市債が8億3,500万円となっております。さらに、財政調整基金、公共施設整備基金からの所要財源の確保と、ふるさと応援基金の活用により、繰入金を16億6,330万9,000円としております。

次に、議案第23号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,316万2,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費30億8,593万5,000円、国民健康保険事業費納付金12億6,671万7,000円、保健事業費7,325万5,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税9億6,034万9,000円、県支出金31億4,207万5,000円、繰入金4億3,327万5,000円であります。

次に、議案第24号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,201万9,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億4,606万9,000円、保健事業費3,675万8,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億4,166万円、繰入金1億2,033万4,000円であります。

次に、議案第25号令和2年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ2,618万1,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、施設管理経費1,426万9,000円、公債費1,091万2,000円となります。

歳入の主なものは、使用料653万2,000円、繰入金で1,864万8,000円となります。

次に、議案第26号令和2年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を給水戸数1万8,600戸、年間給水量494万5,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を5億7,842万5,000円、支出予定額を5億2,255万1,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を7,352万5,000円、支出予定額を4億6,750万円と定めるものであります。

次に、議案第27号令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を接続戸数960戸、年間総排水量29万7,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、ともに予定額を2億705万7,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を1億5,907万3,000円、支出予定額を2億1,964万9,000円と定めるほか、1件の債務負担行為、1件の企業債を設定するものであります。

最後に、4件の市道路線の認定について、一括し、御説明します。

議案第28号市道路線の認定について（その1）、議案第29号市道路線の認定について（その2）、議案第30号市道路線の認定について（その3）、議案第31号市道路線の認定について（その4）であります。

これらは、道路法第8条第2項の規定により市道路線を認定するものであります。

瑞穂市市道の認定に関する基準の規定により、県道の路線の変更に伴う市道として存置する必要があるものが1路線、都市計画法に規定する開発許可事業に伴う管理引継ぎをするものが18路線、都市計画法以外の開発事業に伴う管理引継ぎをするものが1路線、市の道路計画によるものが2路線、計22路線を認定する事由に応じて提出をさせていただきました。

以上、30件の提出議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして適切なる御決定を頂きますようよろしくお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時23分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第2号から議案

第4号までについては、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第2号から議案第4号までについては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） ただいま一括議題となっております日程第5、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について議会の意見を求められております。

そこで、まず加藤繁利君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから採決をいたします。

人権擁護委員の候補者に加藤繁利君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、加藤繁利君を適任とすることに決定をいたしました。

次に、馬淵郁子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

人権擁護委員の候補者に馬淵郁子君を適任とする意見の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、馬淵郁子君を適任とすることに決定をいたしました。

以上により、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦については、適任とすることに決定を
しました。

議案第3号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第3号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第4回）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

議案第3号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第4回）について、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第4号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工

事委託契約の変更（第2回）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

議案第4号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の変更（第2回）について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をします。ありがとうございました。

延会 午前10時30分